

○南河内環境事業組合処理手数料条例

(昭和 48 年 10 月 1 日条例第 7 号)

南河内清掃施設組合焼却手数料条例（昭和45年条例第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2第6項の規定に基づき廃棄物の処理に関する手数料について必要な事項を定めるものとする。

（手数料）

第 2 条 南河内環境事業組合清掃工場において富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村（以下「関係市町村」という。）に在住するもの、又は主たる事務所若しくは、事業所を関係市町村に有するもののためにする廃棄物の処理については、別表に掲げる手数料を徴収する。

2 前項の場合において次に掲げる廃棄物については、処理を行わないものとする。

- (1) 有毒性物質を含む物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しい悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物
- (6) 容積又は重量の著しく大きい物
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれのある物
- (8) その他管理者が指定する物

（受け入れ拒否）

第 3 条 関係市町村から改善勧告を受けた者が排出する廃棄物について、関係市町村から受け入れ拒否の要請があった場合、それに応じるものとする。

（適用除外）

第 4 条 関係市町村の直営及び関係市町村が委託した業者において、この条例の第2条第1項は適用しない。

（免除）

第 5 条 非常災害その他関係市町村長が特に必要と認めたものについては、管理者において手数料の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第 6 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則(昭和54年条例第1号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年10月1日から適用する。

附 則(平成3年条例第10号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第8号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成7年規則第4号で平成8年2月1日から施行)

附 則(平成11年条例第2号)

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第1号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第3号)

この条例は、平成27年11月1日及び平成28年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

種 別	取 扱 区 分		手 数 料
焼却、破碎処理	20kg 未満		190 円
	1,000kg 以下 / 回	20kg につき	190 円
	1,000kg 超 / 回	20kg につき	300 円

平成 27 年 10 月 31 日まで

種 別	取 扱 区 分		手 数 料
焼却、破碎処理	20 kg 未満		250 円
	1,000 kg 以下 / 回	20 kg につき	250 円
	1,000 kg 超 / 回	20 kg につき	340 円

平成 27 年 11 月 1 日から施行

種 別	取 扱 区 分	手 数 料
焼却、破碎処理	20 kg未満	340 円
	20 kgにつき	340 円

平成 28 年 4 月 1 日から施行